

# 浄化槽機能保証制度

## 関係規程（八訂版）

令和3年5月26日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

---

---

## 目 次

1. 浄化槽機能保証制度規約 .....	1
2. 浄化槽機能保証制度規約施行細則 .....	8
3. 会員団体関係資料 .....	40

---

---

## 浄化槽機能保証制度規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規約は、浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、設置者保護の観点から、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）及びその正会員である団体（以下「会員団体」という。）が必要に応じた措置を講じる制度を設けることにより、浄化槽に対する信頼を確保することを目的とする。

#### (制度の名称)

第2条 前条の制度の名称は、浄化槽機能保証制度（以下「保証制度」という。）とする。

#### (保証制度の実施主体)

第3条 保証制度は、全浄連及び会員団体が実施するものとする。

#### (保証制度の対象となる浄化槽)

第4条 保証制度による保証の対象となる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）の定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、全浄連が保証のための登録を行ったもの（以下「保証登録浄化槽」という。）とする。

- 2 保証制度の対象となる浄化槽は、新設される5人槽～10人槽以下の浄化槽とする。
- 3 前項にいう浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

#### (保証の対象となる機能異常)

第5条 保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形又は施行細則に掲げる機能異常を認めた場合に行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、保証制度による保証は行わないものとする。

- 一 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
- 二 自然災害による場合
- 三 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- 四 施工基準に合致しない施工による場合
- 五 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合

## 六 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合

(保証制度に基づく措置)

第6条 機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて会員団体又は全浄連が講ずる措置は、当該保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置であって修補等に係るものとする。

## 第2章 保証登録

(保証登録の申請)

第7条 浄化槽の保証登録は、当該浄化槽の設置等の工事を行う者（以下「浄化槽工事業者」という。）の申請に基づき、全浄連が行うものとする。

- 2 保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は、保証登録申請書又は全浄連が承認した登録申請方法により、保証登録料を添えて、当該浄化槽が設置される会員団体に申請しなければならない。
- 3 申請を受けた会員団体は、申請事項を確認の上これを受理し、保証登録証を当該浄化槽工事業者に交付するとともに、申請電子データ等を全浄連に送信又は送付し、あわせて保証登録基数に応じた保証登録料を全浄連に提出しなければならない。
- 4 会員団体は前項の申請書を11年間保存しなければならない。
- 5 会員団体は、申請書を受理するに際し、当該浄化槽工事業者による浄化槽工事の状況及び保証制度に基づく修補等の措置の状況に鑑み、必要な指導を行うことができるものとする。

(保証登録)

第8条 全浄連は、会員団体から申請電子データ等の送信又は送付があったときは、遅滞なく、当該申請電子データ等に係る浄化槽を保証登録浄化槽として登録しなければならない。

(保証制度による保証の期間)

第9条 保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

(措置に要する費用の負担)

第10条 第6条に規定する措置に要する費用は、機能保証制度事業運営特定資産により全浄連が負担するものとする。

- 2 前項の全浄連が負担する1基当たりの限度額は、環境省が定める「循環型社会形成

推進交付金交付取扱要領」のうち別表4の区分「浄化槽」の5人槽・6～7人槽・8～10人槽毎に定められた基準額を超えない範囲とする。

(市町村等への報告)

第11条 会員団体から保証登録証の交付を受けた浄化槽工事業者は、設置整備事業に係る浄化槽の場合は当該保証登録証を、当該浄化槽の設置場所における市町村又は一部事務組合等に必要に応じて提出し、当該浄化槽設置者に交付しなければならない。

### 第3章 機能保証制度事業運営特定資産

(機能保証制度事業運営特定資産の設置)

第12条 第6条に規定する保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置に要する費用並びに保証制度の運営に要する費用の支払に充てるため、全浄連に機能保証制度事業運営特定資産を設ける。

(機能保証制度事業運営特定資産の造成)

第13条 機能保証制度事業運営特定資産は、浄化槽工事業者が会員団体を通じて拠出する保証登録料及び全浄連の出捐等により造成する。

(保証登録料)

第14条 保証登録料は、全浄連の定時総会において定める。

(機能保証制度事業運営特定資産等の経理)

第15条 機能保証制度事業運営特定資産及び保証登録事務に係る経理を行うため、他の事業と機能保証制度事業運営特定資産を区分するため、別に定める「特定資産取扱規程」に基づき執行するものとする。

### 第4章 会員団体による保証の業務

(地方保証制度審査委員会)

第16条 会員団体は、その所在する都道府県の区域内に設置される保証登録浄化槽について保証の業務を行うものとする。

2 会員団体は、前項の業務に係る審査等を行うため、地方保証制度審査委員会（以下「地方審査委員会」という。）を設置するものとする。

3 地方審査委員会の委員の構成は原則として次のとおりとし、委員は会員団体の長がそれぞれ1名以上委嘱するものとする。

- 一 浄化槽法第 57 条に基づき指定された者（以下「指定検査機関」という。）を代表する者
  - 二 浄化槽製造業者を代表する者
  - 三 浄化槽工事業者を代表する者
  - 四 浄化槽保守点検業者を代表する者
  - 五 浄化槽清掃業者を代表する者
  - 六 学識経験者
- 4 地方審査委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
  - 5 委員長は、会務を総理し、地方審査委員会を代表する。
  - 6 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。
  - 7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会員団体による保証の業務）

- 第 17 条 会員団体の長は、保証登録浄化槽の設置者若しくは管理者又は当該浄化槽を管轄する都道府県知事、市町村長若しくは一部事務組合管理者から、第 5 条に規定する原因により、当該浄化槽の機能に異常があるとして保証の申立てがあった場合には、事前審査等を行った上で、必要に応じこれを地方審査委員会に付託するものとする。
- 2 地方審査委員会は、前項の付託を受けた場合、当該申立てのあった浄化槽の機能の異常が第 5 条に規定する原因に起因するか否かの審査等を行い、委員長を通じ会員団体の長に報告するものとする。
  - 3 会員団体の長は、地方審査委員会から、申立てに係る浄化槽の機能の異常が第 5 条に規定する原因によるものではない旨の報告を受けた場合は、その理由を附して、当該申立て者に通知しなければならない。
  - 4 会員団体の長は、地方審査委員会から、修補決定の報告を受けた場合、当該浄化槽の措置に要する修補額が 50 万円以下の場合にあっては当該申立て者に通知するとともに修補額の決定を行い、修補に係る工事を含む措置を実施するものとする。
  - 5 会員団体の長は、当該浄化槽の機能正常化に要する費用が前項に規定する額を超える場合には、全浄連会長に審査の申立てを行わなければならない。
  - 6 会員団体の長は、措置内容を全浄連会長に報告するとともに修補額を全浄連会長に請求するものとする。
  - 7 会員団体における保証業務手数料については、各自の実施要綱等で定めるものとする。

## 第 5 章 全浄連における保証の業務

(中央保証制度審査委員会)

第18条 全浄連は、会員団体の長から審査の申立てがあつた場合には、当該浄化槽について保証の業務を行うものとする。

2 全浄連は、前項の業務に係る審査等を行うため、中央保証制度審査委員会（以下「中央審査委員会」という。）を設置するものとする。

3 中央審査委員会の委員の定数は6名とし、その構成は次のとおりとする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 一 指定検査機関を代表する者    | 1名 |
| 二 浄化槽製造業者を代表する者   | 1名 |
| 三 浄化槽工事業者を代表する者   | 1名 |
| 四 浄化槽保守点検業者を代表する者 | 1名 |
| 五 浄化槽清掃業者を代表する者   | 1名 |
| 六 学識経験者           | 1名 |

4 委員は全浄連会長が委嘱する。

5 中央審査委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。

6 委員長は、会務を総理し、中央審査委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

8 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(全浄連による保証の業務)

第19条 全浄連会長は、会員団体の長から機能異常について審査の申立てがあつた場合には、中央審査委員会に付託するものとする。

2 中央審査委員会は、前項の申立てについて必要な審査を行い、その結果を全浄連会長に報告するものとする。

3 全浄連会長は、中央審査委員会からの報告を受けて会員団体の長に対し、措置の実施状況の審査結果を通知するものとする。

4 全浄連会長は、必要に応じて中央審査委員会に地方審査委員会の審査内容について調査を命じることができる。

## 第6章 雑則

(全浄連及び会員団体の責務)

第20条 全浄連及び会員団体は、保証制度が適正かつ円滑に運営できるよう、指定検査機関、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と

の連絡を密にすると共に、必要な実施体制を整備し、相互の連携協力を行うよう努めるものとする。

(協力の要請)

第21条 全浄連は、保証制度の運営に関し、全浄協等関係団体に対し、必要な協力の要請を行うことができる。

(会員団体による保証の特例)

第22条 会員団体は、その所在する都道府県の区域に設置される浄化槽について、この規約に定める保証業務の他、機能保証に係る制度等について、全浄連の了解のうえ実施することができる。

(規約の変更)

第23条 この規約は、全浄連の定時総会において出席正会員の過半数の議決を経なければ変更することができない。

(補足)

第24条 その他この規約の運用に関して必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年5月18日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成19年5月24日から施行する。

附 則



1 この規約は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。ただし、規約第 4 条第 2 項、規約第 5 条、規約第 10 条第 2 項は平成 25 年 10 月 1 日以降に登録された浄化槽について適用する。

## 浄化槽機能保証制度規約施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、浄化槽機能保証制度規約（以下「規約」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (保証の対象)

第2条 規約第5条に規定する漏水、破損、変形以外の機能異常は、次に掲げるとおりとする。

- 一 槽の浮上又は沈下
  - 二 水平の狂い
  - 三 内部設備の固定不良
  - 四 その他全浄連会長が認めた場合
- 2 当該浄化槽製造業者の倒産等による場合。
- 3 全浄連が定めた「浄化槽施工マニュアル」若しくは市町村が定めた施工基準に適合したものとする。

### (保証制度に基づく措置の範囲)

第3条 規約第6条による浄化槽の機能の正常化のための措置は、修補ができないものにあつては、同一規模の性能を有する浄化槽の入れ替えも含むものとする。

### (保証登録申請書用紙の交付)

第4条 全浄連は、規約第7条第2項に定める保証登録申請書(様式第1号：全浄連用・各県協会用・申請者用・設置者用・市町村用)用紙を作成し、会員団体に交付するものとする。

### (保証登録申請方法)

- 第5条 保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は会員団体より交付を受けた保証登録申請書に必要事項を記載し、保証登録料並びに保証業務手数料を添えて、当該浄化槽が設置される会員団体に申請しなければならない。
- 2 会員団体は前項の保証登録申請書用紙に代わる電子化等による登録を全浄連の承認を得て行うことができる。その場合、保証登録申請書（様式第2号：電子データ入力用）の登録項目を満足するものでなければならない。

### (保証期間の開始日)

- 第6条 規約第9条にいう保証登録浄化槽の使用開始日は、浄化槽工事業者が申請書に記載した日とする。ただし、使用開始日の変更は登録時の使用開始日から1年以内とする。
- 2 前項の申請は、使用開始日変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

(申請書の受理等)

- 第7条 全浄連は、規約第7条に基づき会員団体から提出された申請電子データ用の保証登録申請書等を受理し、会員団体ごとに11年間保存する。また、会員団体から全浄連への申請電子データ等の送信又は申請書の送付は、登録日から1か月以内に行うものとする。
- 2 会員団体から全浄連への保証登録料の納付は、原則として1か月単位とし、3か月を超えてはならない。
  - 3 全浄連は、会員団体から納付された保証登録料の入金を確認し、機能保証制度事業運営特定資産帳簿に記載するものとする。

(登録及び登録の変更)

- 第8条 全浄連は前条で規定する申請書を受理したときは、受理から1か月以内に当該会員団体に登録受理通知(様式第4号)を送信又は送付するものとする。
- 2 規約第8条の登録の日は、会員団体が保証登録証を浄化槽工事業者に交付した日とする。
  - 3 会員団体は前条第1項に定める申請電子データ等に係る項目の変更がある場合、保証登録変更報告書(様式第5号)を電子データ等により全浄連に対して行うものとする。

(保証登録の中止、休止、保証登録料の返還)

- 第9条 浄化槽工事業者より当該手続きに係る工事を施工しない旨の届け出がなされた場合、又は会員団体の長が当該保証登録を休止する決定をした場合、会員団体は保証登録中止・休止報告(様式第6-1号)を全浄連会長に提出しなければならない。
- 2 全浄連は、前項の報告を受理したときは登録変更・中止受理通知(様式第6-2号)を会員団体に送付しなければならない。
  - 3 全浄連は、保証登録料について、登録中止に係る場合及び会員団体の申し出が適当であると認めた場合には、使用開始日より1年以内を限度として保証登録料を会員団体に返還するものとする。

(地方保証制度審査委員会の審査)

- 第10条 地方保証制度審査委員会(以下「地方審査委員会」という。)の委員長は、会員団体の長より審査を付託された場合は、速やかに地方審査委員会を召集するものとする。
- 2 地方審査委員会は、規約第5条に規定する浄化槽の機能異常が施工に起因するか否かを審査するものとする。
  - 3 地方審査委員会の委員長は、地方審査委員会審査報告書(様式第7号)を会員団体の長に提出しなければならない。

(会員団体による保証の業務)

- 第11条 会員団体の長は、浄化槽管理者から保証申立を受けた場合、速やかに当該浄化槽の現地調査を実施し、当該機能異常が施工に起因すると認められる場合には次に掲げる書類を添えて地方審査委員会の委員長に審査を付託するものとする。
- 一 保証申立書(様式第8号)
  - 二 保証登録浄化槽の確認(登録番号)

三 適正工事を証する写真・図面

四 現地の写真

五 会員又は保証制度登録業者からの工事見積書

- 2 会員団体の長は、地方審査委員会審査報告書(様式第9号)を全浄連会長に提出しなければならない。
- 3 規約第17条第3項に定める申立て者への通知は修補対象外通知書(様式第10号)により行うものとする。
- 4 会員団体の長は、会員又は保証制度登録業者から工事見積を取得して修補額を決定する。修補額が50万円以下の場合にあつては申立者に修補決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。
- 5 修補額が50万円を超える場合にあつては全浄連会長に審査申立書(様式第12号)を送付するものとする。
- 6 全浄連会長から修補決定通知書(様式第13号)を受けて、申立者に修補決定通知書により通知するとともに会員又は保証制度登録業者に修補に係る工事を発注する。
- 7 修補工事を完了した工事業業者は、修補完了報告書(様式第14号)を会員団体の長に提出しなければならない。

(中央保証制度審査委員会の審査)

- 第12条 中央保証制度審査委員会(以下「中央審査委員会」という。)の委員長は、全浄連の会長より審査を付託された場合は、速やかに中央審査委員会を召集するものとする。
- 2 中央審査委員会が規約第19条第2項の規定に基づき行う審査は、別に定める「中央保証制度審査委員会運営要領」によるものとする。

(全浄連による保証の業務)

- 第13条 会員団体の長は、全浄連会長からの修補決定通知を受けて修補に係る工事を含む措置を実施するものとする。
- 2 会員団体の長より修補額の請求並びに修補完了報告書(様式第15号)を受けた全浄連会長は、機能保証制度事業運営特定資産より会員団体の長への支払いを行い、修補確認台帳(様式第16号)に記載するものとする。
  - 3 全浄連会長は、中央審査委員会の調査報告を受けて、会員団体の長に修補指示書(様式第17号)により指示することができる。

(その他)

- 第14条 この細則の改正は、全浄連の理事会において承認を得なければならない。

(補足)

- 第15条 この細則の施行に関し、必要な事項は全浄連の会長が定めることができる。

附 則 この細則は、令和3年5月26日から施行する。ただし、細則第2条、第3条は、平成25年10月1日以降より登録された浄化槽から施行する。